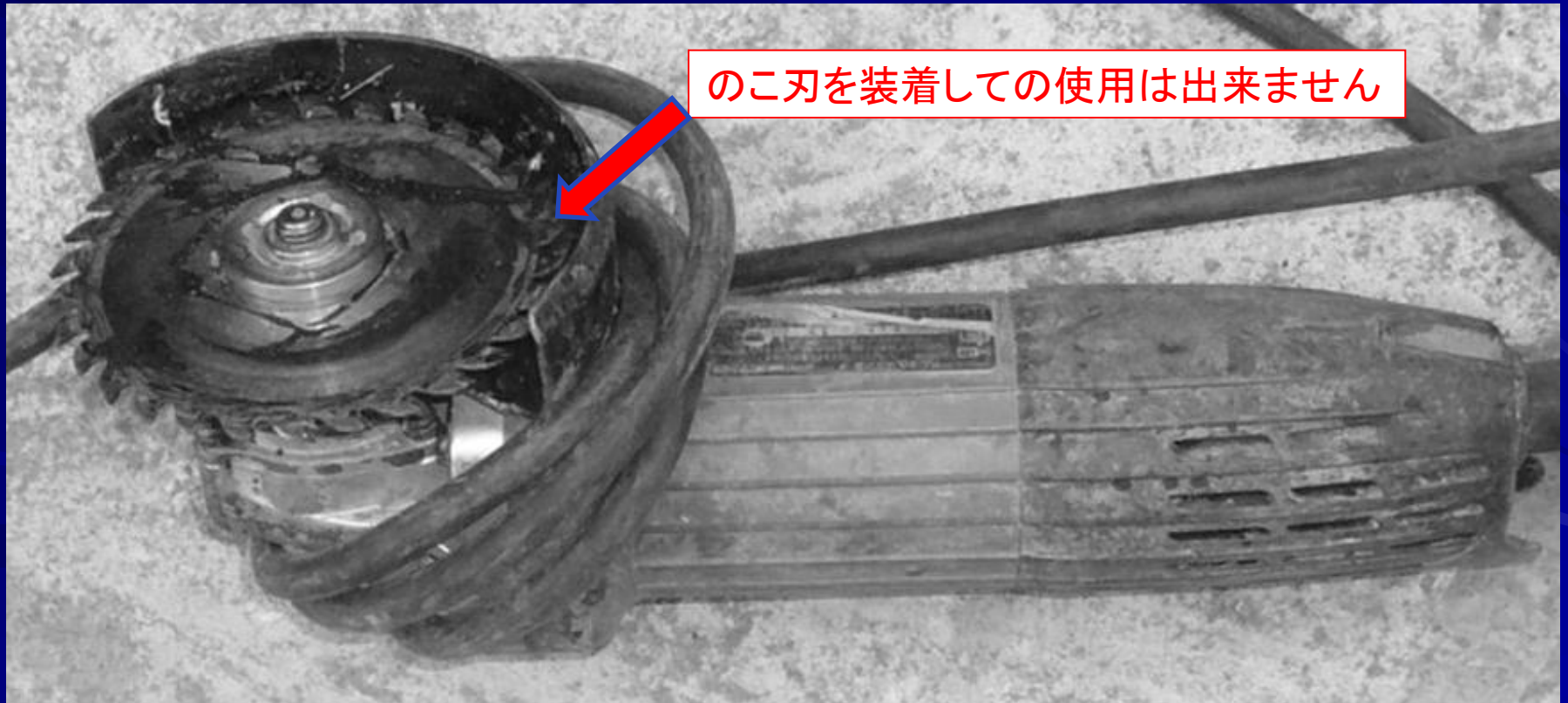




**STOP ! 不正改造**  
**STOP ! 不正使用**



○規格に適合した機械等の使用【安衛法第20条（安衛則第27条）】  
安衛法第119条の罰則規定有



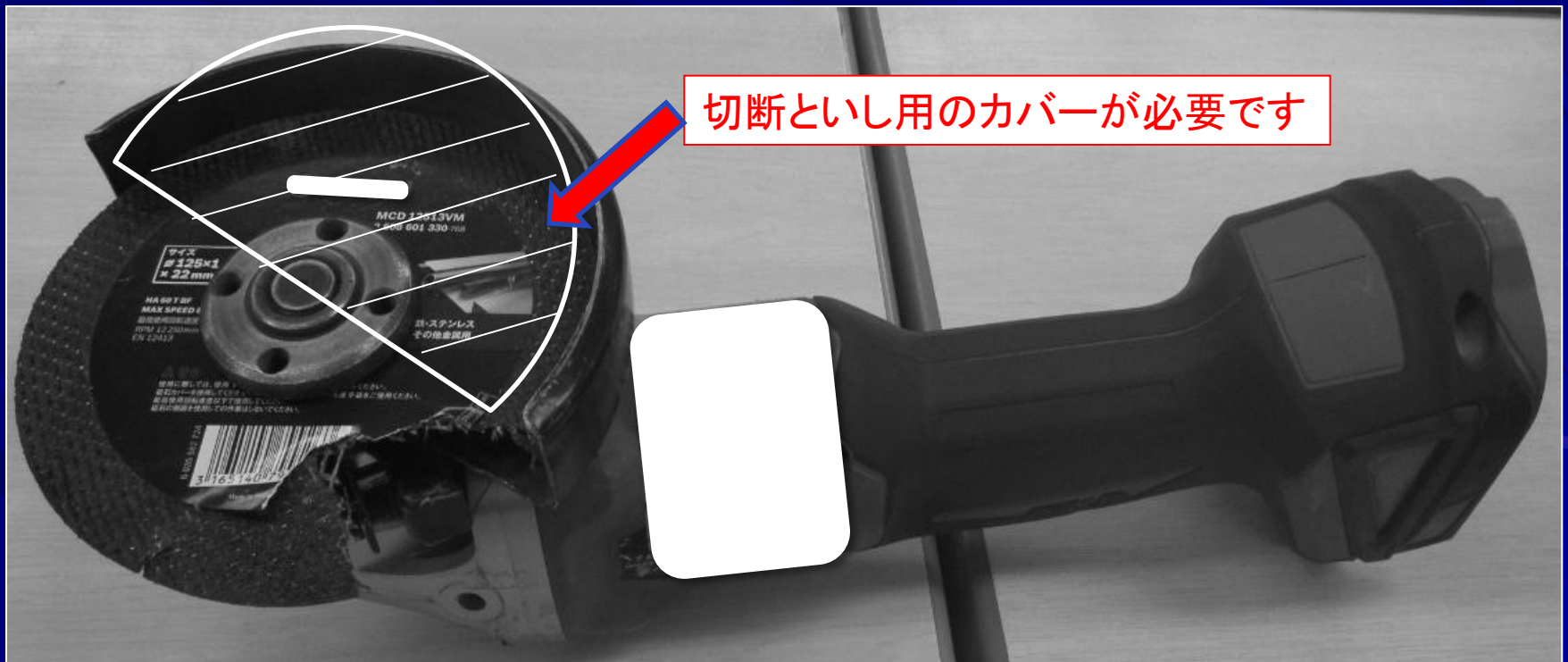
のこ刃を装着しての使用は出来ません



# STOP！不正改造 STOP！不正使用



- 規格に適合した機械等の使用【安衛法第20条（安衛則第27条）】
  - 研削と石の覆い【安衛法第20条第1号（安衛則第117条）】
- 安衛法第119条の罰則規定有



# 携帯用研削盤に関する関係法令

## 労働安全衛生法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備による危険(以下略)

## 労働安全衛生規則第27条(規格に適合した機械等の使用)

事業者は(中略)厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ使用してはならない。

## 労働安全衛生規則第115条(丸のこ盤の歯の接触予防装置)

事業者は、丸のこ盤(木材加工用丸のこ盤を除く。)には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

## 労働安全衛生規則第123条(丸のこ盤の歯の接触予防装置)

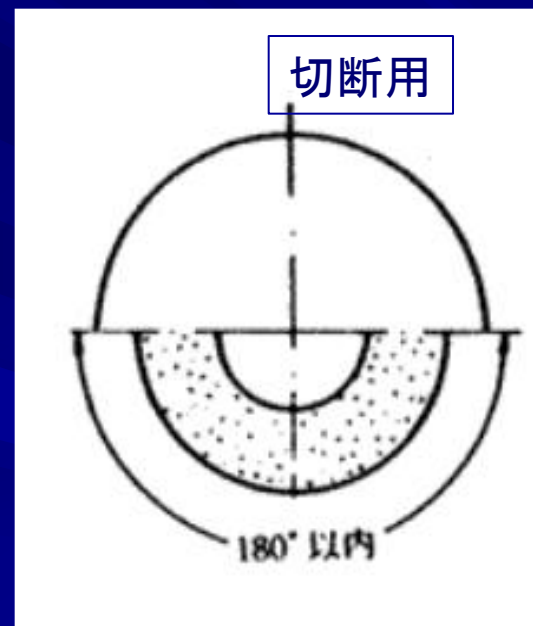
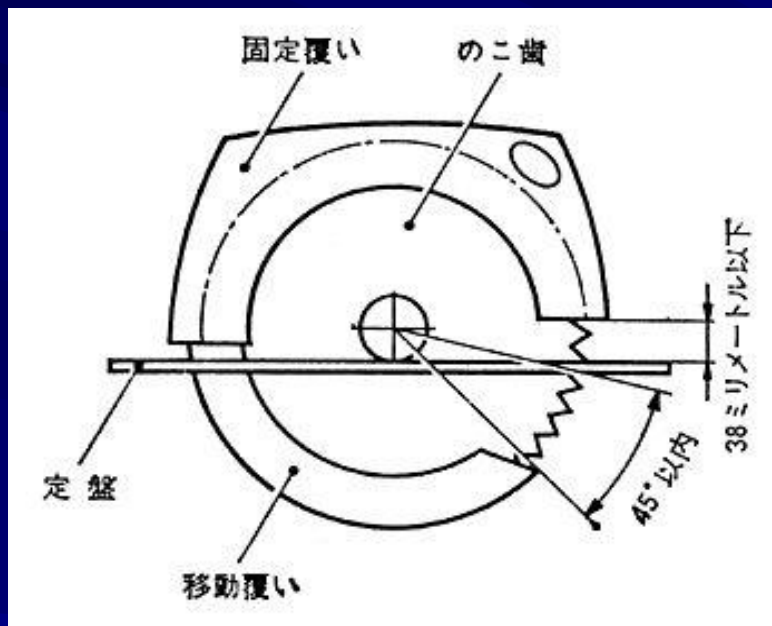
事業者は、木材加工用丸のこ盤には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

## 労働安全衛生規則第117条(研削と石の覆い)

事業者は、回転中の研削と石が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。

# 携帯用研削盤に関する関係法令

木材加工用丸のこ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格 第30条 (携帯用丸のこ盤の歯の接触予防装置)  
(前略) 歯の切断に必要な部分の寸法は、(中略) 次の図に示す数値以下でなければならない。



研削盤等構造規格 第21条第1項第3号(防護箇所等)

覆いは(中略)研削と石の周面及び両側面を覆うものでなければならない。  
同条第2項 (前略) 研削に必要な部分は、研削盤の種類に応じて、次の図によるものでなければならない。